

町田市地域防災計画2023年度修正（案）に関する パブリックコメントの実施結果

1 パブリックコメントの実施期間

2024年1月5日（金）～2024年2月2日（金）

2 意見の募集方法

- ・ 広報まちだ2024年1月1日号に掲載
- ・ 町田市ホームページに資料を掲載
- ・ 市の各施設等における資料の配布

【設置場所】

- ・ 防災課（市庁舎3階）
- ・ 市政情報課、広聴課（市庁舎1階）
- ・ 男女平等推進センター
- ・ 各市民センター
- ・ 各連絡所
- ・ 生涯学習センター
- ・ 各市立図書館
- ・ 町田市民文学館

3 寄せられたご意見の件数・内訳

7名の方から31件のご意見をいただきました。

ご意見の項目別の内訳は下記のとおりです。（お一人から複数のご意見をいただいた場合は、主旨ごとに分割して集計しています。）

※ご意見の概要は、個人・企業が特定される情報を削除し、出来る限り原文のまま記載しております。また、市の考え方に対する書面、電話、窓口等での回答は致しません。

<項目別ご意見件数>

項目	掲載ページ	件数
町内会・自治会等の活動について	P 2～4	6
マンション防災について	P 4～6	6
避難施設・広場について	P 6～7	4
住宅の震災対策について	P 8	3
要配慮者への配慮について	P 9	2
性的マイノリティへの配慮について	P 9～10	2
災害時のトイレについて	P 10	2
備蓄物資・資機材・施設について	P 11	2
相互協力・応援要請について	P 11	2
その他	P 12	2
合計		31

ご意見の概要と市の考え方

○町内会・自治会等の活動について（6件）

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>「被害の抑制や要配慮者の救援を地域の助け合いによりカバー」との記載があります。この基本目標に対して、具体的な記載がありません。地域とはどの組織なのか、どのような活動をめざすのかについても触れて頂くことを望みます。</p> <p>上記の「被害の抑制や要配慮者の救援を地域の助け合いによりカバー」の活動内容が、「地域における相互協力の促進（第2章第1節）」のことであれば、さらに意見します。町田市の町内会・自治会加入世帯数は2004年度の加入率60.21%から、年々減少し、2023年度は45.8%に至っています。また、流動性の高い若い層の入会率は低く、自主防災組織の高齢化問題についてもご理解頂けていると思います。</p> <p>「被害の抑制」や「要配慮者の救援」については、具体的な事業者（団体組織）を明記し、各事業者がどのような関わりをもってこの目標に向かうのかを示していただくことを望みます。</p>	<p>「被害の抑制」や「要配慮者の救援」には町内会・自治会やマンション管理組合といった組織に加えて住民相互における共助が重要となります。そのため、「地域」という記載は組織のみを指すものでなく、広く住民を加えた共助を指すものとなります。</p> <p>また、ご意見にありますとおり、基本目標に対する取り組みは第2章 災害予防計画に記載しております。</p> <p>なお、各事業者の具体的な取り組みに関しましては、具体例の例示などを含め、今後の周知啓発の際の参考にさせていただきます。</p>

2	<p>分野横断的な視点として「防災DXの推進」を挙げられており期待の大きいところです。市と地域の情報連携だけでなく、被害状況の情報収集や支援要請など粒度の細かい情報のやりとりも求められます。大がかりな仕組みということで2030年度を目標年度とされているかと思えます。ただ、実現できるまでの間、「防災DXの推進」について取り組めないのは残念です。自治会単位で「防災DXの推進」が実行できるように助成金制度を設けて頂くことを望みます。市の各自治会等の利用実績から利用のしやすい「防災DX」の構築にもつながるかと思えます。</p>	<p>市では、2023年6月1日から防災DXの推進の一環として市民向け防災ポータルサイト「町田市防災WEBポータル」を開設しております。こちらのサイトは、平時においては、市内の天気や気象情報、ハザードマップを掲載しておりますので、災害時に役立つ各種情報を収集することができます。災害時には避難情報や避難施設の開設状況等を迅速かつ確実に取得できるよう、市から情報発信を行っております。</p> <p>また、各自主防災組織が災害時でも確実に情報を取得できるよう、2023年度はWi-Fi機器等導入費用の助成を行いました。今後も国や東京都の補助事業の動向に注視し、活用が可能な補助制度等につきまして、迅速に地域の皆様に周知させていただきます。</p>
3	<p>町田市地域防災計画（2023年度修正案）では地域の自治会・町内会が災害発生時における役割が大きいが具体的にどのような役割と災害時に応援で加わる専門家などの連携など具体的な詰めが記載されていません。この部分などの詳細な具体的な方針等がここでは述べられず、それらを地域コミュニティの自主的判断に委ねていると受け取られるのではないですか？地域コミュニティ在住の専門家などとの連携の必要がありそうです。</p>	<p>地域の町内会・自治会等が災害発生時に行っていただく役割は、状況に応じて大きく変わってきます。市では、毎年行っている避難施設ごとの連絡会や訓練、まちだ防災カレッジ等により、町内会・自治会等の役割や連携体制について確認をしております。</p> <p>今後もより一層、地域ごとの課題を地域の方と解決できるように努めてまいります。</p>
4	<p>機関の名称の「自主防災組織（町内会・自治会）」表記から「（町内会・自治会）」を削除していただきたい。</p>	<p>自主防災組織に属さない町内会・自治会も含むという意味での記載となっております。自主防災組織の内容を限定する意味ではございません。</p>

5	<p>用語の定義 避難支援等関係者について</p> <p>「消防機関、（中略）自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」とあるが、その他とは町内会・自治会・近隣の人を指すのか。</p>	<p>「避難支援等関係者」という用語は、災害対策基本法第四十九条の十一第2項に定められた用語となっております。</p> <p>「その他」につきましては、地域に根差した幅広い団体を示しておりますので、ご意見のとおり、町内会・自治会等も含まれてくるものと認識しております。</p>
6	<p>市民防災組織の指導は、市が年数回、講習等を実施して育成・指導のこと。</p>	<p>市では、防災意識を高めるための取組として、防災に関するセミナーや講座をまちだ防災カレッジとして実施しているほか、防災知識に関する情報発信を行っている等、自主防災組織等と協働して地域における防災上の課題解決に取り組んでおります。</p> <p>今後も防災意識向上のための講習や訓練により一層取り組んでまいります。</p>

○マンション防災について（6件）

No	ご意見の概要	市の考え方
7	<p>今回の見直しにて追加された「マンション防災の必要性」については、是非、推進して頂きたいと思っております。</p> <p>この基本目標に対する計画内容（第1節第1_2計画内容）について意見します。</p> <p>大規模マンションの場合は、マンション管理組合等と自治会との関係強化から、防災意識の向上や避難活動等の取り組みができ、この活動から共助の関係性を築けると思っております。</p> <p>ただ、小規模マンション（アパート）のように管理組合が存在していない集合住宅についても、共助の推進が図れるように計画に組み込んで頂くことを望みます。</p>	<p>ご意見にありますとおり、共助の関係性を築くためには、小規模マンション（アパート）等の集合住宅への普及啓発も重要であると考えます。</p> <p>マンション防災につきましては、マンションの規模を問わず取り組みを進めていただけるよう、いただいたご意見を踏まえ、今後も取組の支援や、実践例を踏まえた効果的な普及啓発を検討してまいります。</p>

8	<p>地域組織の責務の「7 マンション居住者に対して、エレベーターやトイレ等が使用不可となることを踏まえた自助の備えや、防災計画の作成・訓練の実施など共助の取組について周知・推進する。」は、分譲マンションでは管理組合の責務となりますが、管理組合への支援策が記載されていませんので明記願います。</p>	<p>市では、まちだ防災カレッジ等を通じて、マンション防災に関する普及啓発を行っております。また、マンション管理組合への支援策としては東京都が実施する「東京とどまるマンション」等がございます。いただいたご意見を踏まえ、今後も取組の支援や、実践例を踏まえた効果的な普及啓発を検討してまいります。</p>
9	<p>マンション管理組合（以下、「管理組合」という）を、「地域組織」の一形態であると明確に位置づけていますが、管理組合に対する具体的な取組が見えません。</p> <p>例として、「自主防災組織のてびき（2022年7月版）」には「マンション」「管理組合」の文言は全く記載されておらず、マンション特有の課題の解決に向けた多面的で効果的な普及啓発策を掲載するなど、管理組合に対する防災支援策を記載・実施いただきたい。</p>	<p>市では、まちだ防災カレッジ等を通じて、マンション防災に関する普及啓発を行っております。また、マンション管理組合への支援策としては東京都が実施する「東京とどまるマンション」等がございます。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、今後も取組の支援や、実践例を踏まえた効果的な普及啓発を検討してまいります。</p>
10	<p>「マンション防災における自助・共助の推進」のために、管理組合で自主防災組織として結成登録するに際して、自治会を別途結成しなくても、管理規約に基づき「（仮称）自主防災隊細則」を総会決議のうえで創設して、管理組合の執行機関である理事会の専門部会として（仮称）自主防災隊を新たに結成することを承認願いたい。なお、「（仮称）自主防災隊細則」には、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定める。また、マンション防災における自助・共助とともに、管理組合を自主防災組織とすることの重要性を明記願いたい。</p>	<p>マンション管理組合単位での自主防災組織の結成は可能です。なお、マンション防災に関する記載については、いただいたご意見含め東京都地域防災計画等の上位計画の記載内容も鑑み、今後の参考とさせていただきます。</p>

11	「マンションは、災害時、建物に被害が無ければ『在宅避難』」と方針を明記して、管理組合に防災対策に必要な性の自覚を促し、マンションの在宅避難者に対する支援策を具体的に明記してほしい。	ご意見にありますとおり、在宅避難は有効な避難対策の一つと考えており、市でも在宅避難のための備えを推進しております。また、在宅避難の推進については、今回の計画修正で盛り込んでおります。マンションだけでなく在宅避難に関する具体的な対策につきましては、いただいたご意見を参考に、今後の普及啓発を検討してまいります。
12	地域組織の責務に、安否確認等の事前対策として居住者名簿作成及び個人情報取扱規定の作成を追加して推進願いたい。また、地域組織としての個人情報取扱規定（参考例）等マニュアルを作成し、町田市内地域組織の居住者名簿・規定作成状況をご調査願います。	マンション防災における安否確認の重要性については市としても認識しているところです。安否確認の手法に関しましては、いただいたご意見を踏まえ今後の防災対策の参考とさせていただきます。

○避難施設・広場について（４件）

No	ご意見の概要	市の考え方
13	用語の定義 避難広場 「いわゆる避難場所、学校のグラウンドや公園などの、一定以上の広さを有するオープンスペース。避難施設（震災）はグラウンド等のオープンスペースを有するため、避難広場も兼ねる。地震災害時の「指定緊急避難場所」でもある。」と記載がある。一方、災害予防計画では、「大規模地震が発生した場合に、一時的な避難や自主防災組織（町内会・自治会等）が互いの確認を行うために集合する場所として避難広場を指定する。避難広場は大きな公園や各小中学校等に指定し、地域の情報連絡・救護活動の拠点機能を整備する。」とあるが避難広場はどちらを指しているのか。	いただいたご意見を参考に、用語の定義に合わせて「第２章 災害予防計画」の文言を修正しました。

14	<p>防災ビジョンの基本目標では「大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、オープンスペース・緑地の保全とそれを活用した延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。」とあります。消防水利はどのような物を考えていますか。</p>	<p>防火水槽、消火栓等や調整池の活用等を指しております。具体的には「第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくり 第5 消防水利の整備」にてお示ししております。</p>
15	<p>「防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織が利用しやすい防火水槽を整備」という記載があるが、可搬ポンプを自主防災組織に配置することは可能か。</p> <p>また、「鶴見川、境川、恩田川、真光寺川等を中心とする市内河川や薬師池等常時留水のある調整池などを消防水利として活用できるよう調査し整備を進める。」という記載があるが、低水位ストレーナーの配置（可搬ポンプ用）は可能か。</p>	<p>市では、2009年度から軽可搬ポンプの補助事業を行ってききましたが、代替となるスタンドパイプ補助事業を実施したため、軽可搬ポンプに対する補助事業は2017年度をもって廃止しております。自主防災組織向けの補助金がございますので、そちらの活用をご検討ください。</p>
16	<p>団地は非常に強い地震や液状化しない限り傾いたり倒壊しないと思っているため在宅避難に有効と考えている。しかし、長期に余震が続く場合や排水ができない状況の場合には、避難所に避難したいので、臨機応変に対処してほしい。そのためには、避難所を今以上確保することが必要だし、小学校は給食施設もあり炊き出しもできるので小中学校の統廃合をやめてほしい。</p>	<p>各避難施設においては、在宅避難者を含めた物資や資機材等を備蓄しております。避難施設の確保については、東京都が示した新たな被害想定等に基づき、適正配置に努めてまいります。</p>

○住宅の震災対策について（3件）

No	ご意見の概要	市の考え方
17	<p>多摩東部直下型地震の震度想定を拝見すると町田市ほぼ全域が震度6弱～6強の地域になっている。これについて危惧しているのは、町田市が丘陵地帯で、尾根と谷戸が入り組んだ地帯であることそのため、斜面地における災害防止対策が急務と思います。</p> <p>そして、斜面地には多くの住宅が建設されています。（特に昭和30年代以降に建設され、今も開発・土地造成が行われている玉川学園地域は特に注意と対策が必要と思います。災害防止のための現状把握がこの地域には必要です。</p>	<p>ご意見のとおり、今後も地域の特性を鑑み、防災対策を進めてまいります。</p>
18	<p>町田市における木造住宅の耐震化率をあげる</p> <p>そのため現在行っている耐震相談事業に2000年以降の新耐震基準で施工された住宅も新たな取り組みで進めてほしい。</p>	<p>ご意見いただきました内容につきましては、担当部署と共有させていただきます。</p>
19	<p>用語の定義 木造住宅密集地域について</p> <p>「木造住宅を中心とした老朽住宅が密集し、かつ、公共施設等への未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要であると認められた地域をいう。」となっているが、</p> <p>「都市部で木造の建築物が密集しているエリアを指し、防火上危険な市街地」ではないのか。</p>	<p>いただいたご意見の箇所につきましては、東京都の表記と合わせた記載としています。</p>

○要配慮者への配慮について（2件）

No	ご意見の概要	市の考え方
20	<p>在留外国人は年々増加しており、災害時における外国人への情報発信など配慮は必要と感じます。資料内では、「高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者」という記載や、「要配慮者を含めた防災訓練」、「要配慮者二次避難施設の優先整備」など「要配慮者」に外国人を含む場合と含まない場合があります。用語の定義と使用方法について留意して頂くことを望みます。例.「要配慮者」と「外国人及び要配慮者」の使用方法</p>	<p>いただいたご意見を参考に、文言の修正をいたしました。</p> <p>今後も要配慮者という用語の定義や使用方法につきましては、災害対策基本法や東京都地域防災計画における定義を踏まえて、計画に反映してまいります。</p>
21	<p>用語の定義 二次避難施設について「避難施設での生活が長期化し、そこでの生活が困難な要配慮者を市からの要請で受け入れる施設」とあるが、要配慮者は直接福祉避難所に避難するものではないのか。</p>	<p>二次避難施設は、一般の避難施設での生活が難しくなった方を、市と協定施設との調整の上で受け入れる施設です。直接避難ができる福祉避難所につきましては、現在検討を進めているところです。</p> <p>ご意見いただきました内容につきましては、担当部署と共有のうえ、今後の参考とさせていただきます。</p>

○性的マイノリティへの配慮について（2件）

No	ご意見の概要	市の考え方
22	<p>多様なあり方（LGBTQ等の性的マイノリティ）についての理解を深める社会において、防災時の対応方法も変化しているように感じます。他の地域では、既にその取り組みが行われています。「防災教育の推進」だけでなく、「避難施設での配慮」についても策定して頂くことを望みます。今回の町田市地域防災計画（案）に反映できなければ、次回の改定時には検討に加えて頂きますようお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、文言の修正を行いました。</p> <p>今後の防災対策においても、女性や子ども、性的マイノリティの方のほか、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮を行ってまいります。</p>

23	計画の前提や避難体制の整備において、男女の記載があるが、LGBTQの視点も追記するべきではないか。	<p>いただいたご意見の箇所につきましては、上位計画である防災基本計画や東京都地域防災計画と表記を合わせた記載としています。</p> <p>なお、計画本編においては、性的マイノリティのほか多様な視点に配慮して取り組むよう記載しております。</p>
----	---	---

○災害時のトイレについて（2件）

No	ご意見の概要	市の考え方
24	<p>第3章第19節第3「仮設トイレの配置」について、指定避難施設、及び病院・老人ホーム等の集団居住施設での、仮設トイレ備蓄を来年度中に、東京都の推奨水準（50人に1台）への引き上げを望みます。</p> <p>町田市地域防災計画では、不足する場合、被災していない地域の備蓄トイレの移送を要請するとなっているが、遠隔地から数日以内の移送は困難と予想されるからです。他の救援物資等に関しては、やりくり調整が可能ですが、排泄は調整不可能なので、最優先の準備が必要と考えます。他の施設の備蓄状況もご確認し、仮設トイレの配置を推進すべきと考えます。</p>	<p>市では、「マンホールトイレ」、「仮設トイレ」、「簡易トイレ」、「携帯トイレ」を配備しております。</p> <p>また、市内に事業所を有する事業者と仮設トイレ等の調達に関する協力協定を締結するなど、迅速にトイレを確保する体制を構築しております。</p> <p>ご意見のとおりトイレの備蓄は非常に重要であると認識しておりますので、今後も災害時のトイレ対策を進めてまいります。</p>
25	その他の消防水利活用のための整備について、「学校等プールの耐震化と水利活用」とあるが、学校プールの水はマンホールトイレ用の配水として使用するのではないのか。	ご意見にありますとおり、学校プールの水は消防水利にもマンホールトイレにも活用を想定しています。

○備蓄物資・資機材・施設について（2件）

No	ご意見の概要	市の考え方
26	「市の保有する初動期救出・救護用資機材の更新・整備を推進する。」という計画内容において、「大ハンマー、チェーンソー、大型バール、のこぎり、鉄線鋏、スコップ、救助ロープ等」が記載されているが、エンジンカッターの配置は可能か。	避難施設等における備蓄物資や資機材については今後も、いただいたご意見等を参考にしながら整備を進めてまいります。
27	防災に関する施設及び設備の整備、点検は、市が積極的に点検する体制を構築すること。	発災時に備えた施設等の点検は、非常に重要であると考えます。市では、各防災関連施設や設備について、定期点検や、訓練時等に動作確認を行っております。いただいたご意見については、今後の防災対策の参考にさせていただきます。

○相互協力・応援要請について（2件）

No	ご意見の概要	市の考え方
28	能登地震の報道で、災害時には、国と被災自治体が第一線に立って情報収集や支援体制をすることが重要と感じました。一刻も早く災害復興をするために被災自治体だけでなく、国と連携する組織編成に変更することが必要と考えます。	ご意見にありますとおり、大規模災害が発生した場合には、市単独では対応しきれない事態もあり得ると考えております。その場合においては、国だけでなく、他自治体や都、自衛隊、民間団体等とも連携して災害対応を行うことを想定しております。いただいたご意見については、今後の防災対策の参考にさせていただきます。
29	町田市中心市街地活性化協議会だけでなく、南町田の防災協議会等や相原地域には、大学との防災連携が必要と思う。	防災に関する普及啓発には、地域や大学含めた様々な主体との連携が重要であると考えます。いただいたご意見については、今後の防災対策の参考にさせていただきます。

○その他（2件）

No	ご意見の概要	市の考え方
30	<p>資料編参照とあるが資料編が無く詳しいところが照らし合わせられない。</p> <p>例えば、避難施設の開設・運営の原則の欄外に「資料編・避難施設 開設・運営マニュアル」とあるが、該当のページが見つからない。</p>	<p>今回のパブリックコメントにおいては、町田市地域防災計画（2023年度修正案）本編をパブリックコメントの対象として実施いたしました。</p> <p>なお、現行の避難施設開設・運営マニュアルは市ホームページより閲覧することができます。避難施設開設・運営マニュアルについても、適宜見直しを図ってまいります。</p>
31	<p>指定職員（震度6弱以上の出勤）、在宅避難、分散避難等が見られない。</p>	<p>指定職員及び在宅避難につきましては、「第2章 災害予防計画 第7節 避難体制の整備」などで記載しております。</p> <p>また、感染症対策に有効とされる分散避難につきましては、「第3章 地震災害応急対策 第12節 避難対策 第8 避難施設の感染症対策」などに対応方法などを記載しております。</p>